

文部時報

昭和六十二年四月
第一三二一号

特集 文教施策の進展——昭和六一年度の展開と六一年度の展望——

総説

- 一 教育改革の推進……………4
- 二 ハイレベル教育専門会議について……………9

初等中等教育

- 一 初等中等教育の概況……………10
- 二 教育課程の基準の改善について……………15
- 三 生徒指導の充実……………16
- 四 情報化への対応……………17
- 五 学習指導の充実等について……………18
- 六 外国語教育の充実……………19
- 七 教科書制度……………20
- 八 学級編制の改善等教育条件整備について……………22
- 九 教員の資質向上について……………24
- 一〇 海外子女教育・帰国子女教育……………24

- の充実……………25
- 一一 同和教育の振興……………27

高等教育

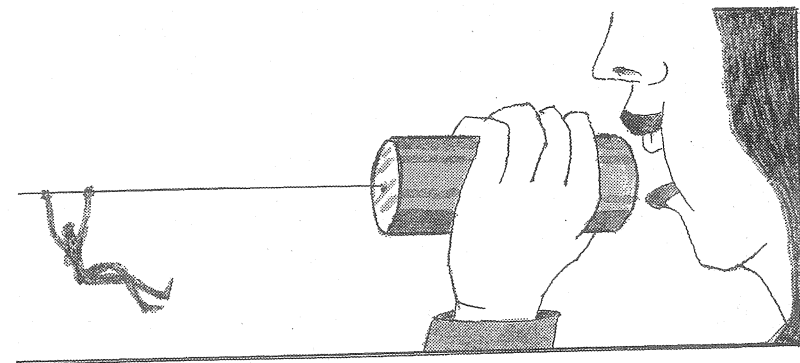
- 一 高等教育の概況……………28
- 二 大学教育の改善・充実……………30
- 三 国立大学等の整備……………32
- 四 厚生補導の充実……………35

私立学校

- 一 私立学校の概況……………39
- 二 専修学校教育の振興……………41

学術研究

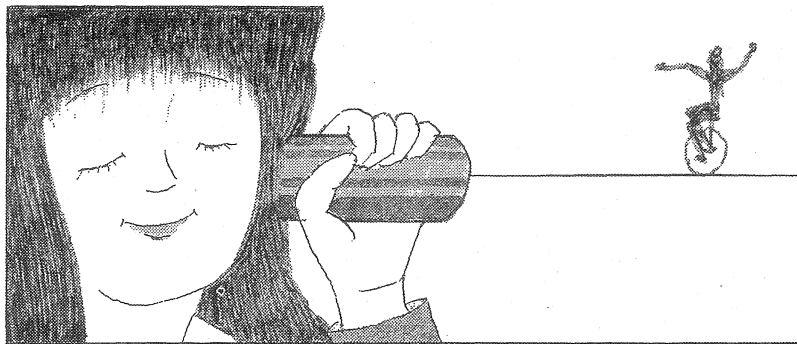
- 一 学術行政の概況……………43
- 二 科学研究費補助金の充実……………44
- 三 学術研究体制の整備……………45
- 四 若手研究者の育成……………47
- 五 重要基礎研究の推進……………47



学校 地域社会

家庭

手をつなごう



国際交流・協力

- 一 国際交流・協力の概況……………51
- 二 学術・教育・文化等の国際交流……………51
- 三 留学生交流の推進……………56

社会教育

- 一 社会教育の概況……………58
- 二 生涯学習の促進……………62
- 三 社会教育における同和教育の推進……………65

体育・スポーツ

- 一 体育行政の概況……………66
- 二 生涯スポーツの振興……………69

文化

- 一 文化行政の概況……………73
- 二 芸術文化の振興……………74
- 三 国語・著作権……………76
- 四 文化財の保護……………78

資料

- 昭和六十二年度文部省所管一般会計
主要事項別構成／文部省所管昭和……………80

六十二年度予算額主要事項別表／教育費総額・公財政支出教育費と国民所得との関係／財源別教育費総額（昭和五九年度）

◇教育改革トピックス

「教育改革に関する第三次答申」を提出
臨時教育審議会事務局……………86

◇文部省のまど

地方教育行政調査の結果を公表
大臣官房調査統計課……………90

日本私学振興財団の貸付金利の改定について
高等教育局私学部私学助成課……………92

◇海外教育ニュース

全米知事会の教育改革に関する報告書
（アメリカ合衆国）
教育・学術の国際交流の推進
（西ドイツ）……………93

文化財紹介『やすらい花』

（高橋 秀雄）
名作シリーズ●源氏物語 若紫図
（解説 千野 香織…57）

表紙 鈴木 邦男 カット 赤羽根秀一

文化

一 文化行政の概況

近年、社会的・経済的諸条件の変化を背景として広く国民の間に多様な文化的欲求が高まっている。また、国際化のすう勢の中で高い水準の優れた芸術文化が求められている。

文化庁においては、芸術の水準を高め、また国民が等しくかかる芸術文化を享受しうよう、①優れた芸術文化活動を奨励する施策として、芸術活動の振興に民間の活力を導入するための調査研究、芸術関係団体の行う事業に対する助成、日米舞台芸術交流事業、芸術祭（主催公演、協賛公演、参加公演、国際公演）の実施、芸術家育成のための研修（在外研修・国内研修）、優れた成果を挙げた芸術家・団体の顕彰（芸術選奨、日本芸術院賞、舞台芸術創作奨励賞、優秀美術

作品買上、優秀映画・こども向けテレビ用優秀映画製作奨励）、②芸術鑑賞機会の充実を図る施策として、こどもの豊かな創造性、情操のかん養に資するための「こども芸術劇場」、青少年の情操のかん養と芸術活動への気運を醸成する「青少年芸術劇場」、中学生の情操のかん養と芸術活動への参加の機運を醸成する「中学校芸術鑑賞教室」、全国各地において優れた舞台芸術を鑑賞する機会を確保する「移動芸術祭」、美術作品の巡回展（国立美術館所蔵内外美術名品展、現代美術選抜展）、③地方における文化活動を振興する施策として、昭和六一年八月、大阪府で開催された第一〇回全国高校総合文化祭に対する補助、地域の文化活動の拠点となる公立文化施設の建設に対する補助、公立文化会館の職員等に対する研修、地方で開催される音楽、演劇、美術の講習会等に対する指導者の派遣を行った。

また、我が国の歴史の流れの中で生まれ、育ち、受け継がれてきた文化遺産を大切に保存し、活用し、さらに後世に引き継ぐことは、現代社会に生きる我々の使命である。そのため、文部省は、専門家による綿密かつ的確な調査に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定してその保護を図って

いる。昭和六十二年三月三日現在、重要文化財一万一三四八件（うち国宝一〇三四件）、重要無形文化財六九件、重要有形民俗文化財一六七件、重要無形民俗文化財一三七件、史跡名勝天然記念物二四〇九件（うち特別史跡名勝天然記念物一五四件）が指定され、重要伝統的建造物群保存地区二三地区、選定保存技術三四件が選定されている。

このように、重要な文化財として指定・選定された文化財を保護するため、国宝・重要文化財及び重要伝統的建造物群保存地区については計画的に保存修理や防災事業を行うとともに、防災設備の保守点検・小修理等の維持管理事業への助成、美術工芸品の国による買い上げを行った。

史跡等については、その公有化、保存施設等の設置の助成、復旧・整備の助成等を行ったほか、天然記念物の食害対策、埋蔵文化財の発掘調査への助成を行った。

さらに重要無形文化財の後継者養成事業、民俗文化財の調査、保存修理、防災、地域伝承活動等、文化財の保存修理等に不可欠な保存技術についての後継者養成等の各種事業に対する助成を行った。

宗教行政関係では、宗教法人の規則等の認証、都道府県に

おける認証事務に対する指導及び宗教行政についての調査、宗教法人の管理運営の適正化を図るための研修会等を実施した。また、宗教法人の管理運営の手引として「宗教法人の事務―質疑応答集」及び「不活動宗教法人対策の手引」をそれぞれ作成したほか、宗教時報及び宗教年鑑を発行した。なお、昭和六十二年度は、宗教法人の適正化のための施策の一層の充実を図るため新たに「宗教法人運営の適正化のための資料」を作成配付する予定である。

二 芸術文化の振興

(1) 第二国立劇場（仮称）の設立準備

オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇等の現代舞台芸術の殿堂となる第二国立劇場については、昭和六〇年七月、建築設計競技の募集要項を発表し、いわゆる公開設計コンペに着手した。その結果、参加登録者総数一九二九名（うち海外三七か国五〇七名）、応募作品数二二八作品（海外二二か国六〇作品）に達し、昭和六一年五月には専門家による慎重な審議の結果、最優秀作品一点、優秀作品四点を選定し、これを発表した。

昭和六一年一〇月からは最優秀作品に基づき具体的な建築案を固めるための基本設計に着手し、昭和六二年一二月には同設計を完了することとしており、第二国立劇場の建設実現へ向けて、着実な展開を図ることとしている。

(2) 第二回国民文化祭は、熊本で開催

①昭和六二年度は、初の地方開催の国民文化祭として、熊本県下各地で開催される。

②国民文化祭は、一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場を提供すること等により、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促し、併せて地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活のより一層の充実に資することを目的とするものである。

③初めて地方で開催されることとなる熊本での国民文化祭では、民俗芸能、民謡、合唱、演劇、オーケストラ、美術、文芸等のような第一回に引き続き開催される分野のほか、全国から出演者及び関係者を広く集めて開催される分野、さらに、熊本という地域の特性を生かした催しなどについて今後検討を深め、本年一〇月の初めに開催される予定となっている。

④この国民文化祭の事業は主催者（文化庁、開催地都道府県等）の実施する主催事業とこの文化祭の趣旨に賛同した企業等が実施する協賛事業により行われる。

昭和六一年度は東京において、十一月二日から一〇日間、都内九会場で一・二部門の催しが開催された。この催しに全国各地から延べ一三八団体、約六二〇〇人の出演者等があり、出演者以外でも約四万七〇〇〇人の参加があった。また、このほか一九都道府県一四四の事業が国民文化祭協賛事業として実施された。

この文化祭は、今後、文化の国体版として各都道府県持ち回りで開催することとしている。

(3) 芸術祭国際公演

文化庁では、我が国の政治的・経済的地位の向上など時代の推移に対応し、毎年秋に実施している芸術祭の国際化を促進するとともに、アジア・太平洋地域諸国の中から毎年四か国の代表的な民族芸能団を招へいして芸術祭に特別参加させ、アジア・太平洋地域諸国間の友好親善に寄与し、もって我が国芸術文化の振興に資するため芸術祭国際公演を実施する。

(4) 優秀舞台芸術公演奨励

文化庁では、広く舞台芸術の創作活動を促進するため、音楽・舞踊及び演劇の分野の優れた舞台芸術の公演であつて創造性に富むものに対する優秀舞台芸術公演奨励事業を実施する。

三 国語・著作権

(1) 国語審議会は、昭和四一年六月に文部大臣から「国語施策の改善の具体策について」の諮問を受けて以来、戦後国語施策の見直しを進め、逐次、所要の答申を行ってきたが、これらはいずれも内閣告示・内閣訓令として実施に移されてきた。昭和五七年度からは「現代かなづかい」の問題を取り上げて審議し、六一年三月六日に答申を行い、同年七月一日に「現代仮名遣い」の内閣告示・内閣訓令が行われた。

これらの内閣告示・内閣訓令について、見直し以前のものに見直し結果によるものとを対比すると、概ね次のとおりである。

(見直し以前の告示・訓令)

(見直し後の告示・訓令)

送りがなのつけ方

送り仮名の付け方

(三四年七月)

(四八年六月)

当用漢字表他

常用漢字表

(二一年一月他)

(五六年一〇月)

現代かなづかい

現代仮名遣い

(二一年一月)

(六一年七月)

こうした見直しの結果、新しい内閣告示は法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において現代の国語を書き表すための表記の目安・よりどころを示すものとされ、個々人の表記を拘束するものではないことなどが明確にされた。

なお、文化庁では、「現代仮名遣い」の内閣告示後、これについて広く国民の理解を得るため関係資料を作成して各方面に配布するとともに、六一年一〇月、全国二か所で国語施策説明会を実施した。

同年一二月一〇日に発足した第七期国語審議会においては、残されていた課題である「外来語の表記」の問題について審議を開始したところである。

また、中国帰国者の生活適応の円滑化に役立てるため、五七年度から、実際の日本語教育教材「中国からの帰国者の

ための生活日本語」「同Ⅱ」及びそれらの指導書を作成し、

各都道府県援護担当課を通して無償配布してきた。六一年度は、さらに、これまでの教材による通常の学習では日本語の習得が困難な帰国者を対象にした教材「中国帰国者のための看・听・学」はじめての日本語」を新たに作成し、この教材の利活用のための「中国帰国者に対する日本語指導者研修会」を全国二地区で開催した。また、新規事業として、「文化の違いと日本語指導」を主題とする「日本語指導研究協議会」をシンポジウム形式で実施したが、六二年度も、これらの事業の一層の充実を図ることとしている。

(2) 文化庁は、最近における科学技術の著しい進展等に対応して著作権制度の整備に努めてきたところであるが、最近における主な施策としては次のようなものがある。

① コンピュータ・プログラムの法的保護

コンピュータは社会のあらゆる分野で利用されており、コンピュータを機能させるプログラムは現代社会に必要不可欠のものとなっているところから、その適切な保護を図って開発を促進するとともに、利用の円滑化を図ることが強く要請されている。このような状況を踏まえ、昭和六〇年の著作権

法改正によりプログラムの法的保護の明確化等の措置を講じ

たが、さらに、昭和六一年五月にプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律を制定し、プログラムの著作物の特質に見合った登録制度を整備した。この一環として、文化庁長官はプログラムの著作物の登録を実施する者として、本年一月財団法人ソフトウェア情報センターを指定したところであり、四月より同センターは、プログラムの著作物の登録を開始している。

② データベース及びニューメディアに関する著作権制度の整備

情報化社会の進展に伴い膨大な情報の中からコンピュータを用いて必要な情報が瞬時に検索できるデータベースが急速に普及しつつあり、その法的保護が重要な課題となっている。また、CATV、ビデオテックス、VRS等のニューメディアが急速に発達しつつあり、それに対応した法的整備が要請されている。このような状況を踏まえ、昭和六一年五月に著作権法の改正により、データベースの保護の明確化、有線による送信に関する規定の整備、有線放送事業者の著作権隣接権の創設等を行ったところである。

③ 隣接権条約への加入に関する検討

隣接権条約は、昭和三六年に実演家、レコード製作者及び放送事業者の国際的保護を図るため作成され、現在三〇か国が加入している条約であり、我が国の著作権法もこの条約を参考にして著作権制度を導入しているところである。この条約への加入については、著作権審議会第一小委員会において昭和五九年五月から検討を進めているところである。

④ 出版者の保護に関する検討

複写・複製機器の開発普及により、著作者のみならず出版者の経済的利益が損なわれるという問題が生じているが、現行著作権法においては、出版者独自の保護は認められていない。したがって、出版者の保護の在り方を検討するために昭和六〇年七月に著作権審議会に第八小委員会が設置され、同小委員会では現在検討を進めているところである。

⑤ コンピュータ創作物に関する著作権問題の検討

近年におけるコンピュータ及びその利用技術の開発普及は著しく、コンピュータを利用して図形、音楽等様々なものが創作されるようになってきており、このようなコンピュータ創作物に関する著作権制度上の問題を検討するため、昭和六

〇年一二月に著作権審議会に第九小委員会が設置され、同小委員会は現在検討を進めているところである。

⑥ 私的録音・録画問題に関する検討

録音・録画機器の著しい開発、普及に伴う家庭内録音・録画の増大により著作権者らの経済的利益が脅かされているという問題が生じている。この問題については、昭和五六年六月の著作権審議会第五小委員会報告書の提言を受け、昭和七年二月、社団法人著作権資料協会に設置された「著作権問題に関する懇談会」において関係者間の合意形成に向けて話し合いが進められていたが、本年四月同懇談会は、私的録音・録画問題を解決するための制度的な検討について、再度、著作権審議会において検討することを要望する旨の検討結果の取りまとめを行った。

四 文化財の保護

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであって、その適切な保存・活用を図ることは極めて重要なことである。

文化財のうち重要なものを指定・選定するほか、文化庁は有形文化財については、その保存修理、防災、買い上げ等、無形文化財については、伝承者の養成や記録の作成等、その保護のために必要な助成措置を講じている。また、文化財の所有者、管理団体等に対し、文化財の管理、修理、公開などについて指導・助言を行っている。

昭和六一年度の指定・選定については、特に、弥生時代の銅剣三五八本、銅鐸六個、銅铎一六本が出土し、弥生時代の青銅器文化の解明の上で、他に類例のない貴重な遺跡である島根県東部の荒神谷遺跡を史跡に指定した。また、重要伝統的建造物群保存地区として、宮崎県日向市美々津地区を選定した。美々津地区は耳川の河口に港町として形成されたところで、瀬戸内地方や大阪方面との廻船業で栄えた町であり、江戸時代から明治時代にかけて建造された建物から成る町並は、繁栄した往時の雰囲気を与えている。

建造物の保存修理では、昭和六一年度は、金剛峯寺大門など一〇一件を実施した。

文化庁の主催による海外における展覧会として、昭和六二年には、「四季—日本の美」を西ドイツハンブルグ美術館に

において九月から一月まで開催する予定である。また、近年、文化の国際交流の進展に伴い、文化庁以外の者の主催する海外での文化財の展覧会が年々増加する傾向にある。この傾向に対応し、文化財の海外交流の推進を図るため、昭和六二年には、海外での文化財の公開活動指導書（英語版）を作成配布することとしている。

昭和六一年度より新たに開始した中国の敦煌文化財保存修復に関する調査研究は、六一年一月に専門家等から成る調査団を現地に派遣し、具体的な調査研究に入ったところであるが、六二年度についても、さらに科学的、基礎的研究等を推進することとしている。

また、今回提出された臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」において、生涯学習を進めていくまちづくりの推進に関して、地域の人々が守り伝えてきた遺跡、伝統芸能などの文化財や郷土の歴史、生活様式などを受け継ぎ、また、新しい文化を創造していく活動を奨励する方策を積極的に推進する等の提言がなされているところである。これらの提言の趣旨に基づき、文化財の保護のための諸施策を一層推進することとしている。

特集 日本語教育の現状と課題

巻頭論文

日本語教育の新時代

林 大

座談会

最近の日本語教育の動向

(出席者)

中川 秀恭・西尾 珪子

宮地 裕・野元 菊雄

近藤 昌彦

(司会) 田原 昭之

論 文

日本語教育に求められる新しい教授理論

水谷 修

大学における日本語教員の養成について

阪田 雪子

随 想

国際通用語としての日本語

小川 芳男

▽四月を迎えると、各地からは連日のように桜だよりが伝えられてまいります。春はまだの感のある北國でも、サクラ前線の北上につれて、あるいは本号が店頭に並ぶ頃には、そのつぼみをほころばせているかも知れません。

▽桜で思い起こされるのは、臨時教育審議会の議論として話題を呼んだ入学時期の問題です。現行の四月入学制度から秋季入学へ移行させることについて、いろいろな角度から検討が加えられました。賛否両論が渦巻く中で、現行制度を維持すべきとする意見の一つの根拠に、「春(桜の咲く頃)の入学を好む国民感情」が依然として根強いことが挙げられております。ことほどさように、国民の桜に対するイメージには、一種象徴的な感慨があると申せます。

▽この四月一日、臨教審から提出された「教育改革に関する第三次答申」では、前述の入学時期の問題については結論にまで至らなかったものの、生涯学習の基盤整備の推進、教科書など初等中等教育の諸課題、高等教育機関の組織・運営の在り方、スポーツと教育、国際化・情報化への対応などについて数々の提言がされたところです。

▽文部時報では、一次、二次答申時と同様に、答申全文等を紹介する四月臨時増刊号を近日中に刊行いたします。どうぞ御期待ください。(政策課)

M E S C 61 月刊 「文部時報」 4 月 号 第1321号

著作権
所 有

文 部 省

昭和62年4月10日 印刷
昭和62年4月10日 発行

発行所 株式会社 きょうせい

定 価 3 0 0 円 (〒50円)

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)
電話 東京 (268) 2141 (代表)
振替口座 東京9-161番
印刷所 株式会社行政学会印刷所

年間購読料 3 6 0 0 円 (〒共)

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にお願いします